

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 57 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2019 年も残すところ僅かとなりましたが、弊事務所は、2019 年 12 月 25 日（水）から 2020 年 1 月 5 日（日）まで休業させていただき、2020 年 1 月 6 日（月）から新年の業務を開始いたします。次回のニュースレターは 2020 年 2 月からの配信を予定しております。本年も格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。来年もより一層のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

2019 年 12 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

契約書内に矛盾する規定がある場合の解釈方法

ニューサウスウェールズ州最高裁判所は近時、太陽光発電設備の売買取引の事案において、一つの契約書の中に矛盾する規定がある場合の解釈方法を示しました（NEXTracker Inc v ACN 003 905 093 Pty Ltd (formerly RCR O'Donnell Griffin Pty Ltd) (in liq) [2019] NSWSC 1604）。

本件では、売主が太陽光発電設備を買主に発送するために船に積み込み、関連書類を買主に提供したものの、買主がその代金を支払う前に清算手続に入ったため、同設備の権利が買主と売主のどちらに帰属しているかが争点になりました。契約書では、標準的なひな形の文言である「設備の権利は代金が支払われた時点で移転する」と規定がある一方、別紙では「売主が仕出し港で設備を積み込み、買主が海上保険証券を受け取った日」に設備の権利が移転すると規定していました。

裁判所は、別紙にひな形と異なる規定をしていることが、別紙の内容を優先させたいという当事者の客観的な意思を表していると指摘し、別紙に規定された通り、設備の権利は売主が仕出し港で設備を積み込んだ時点で、売主から買主に移転していると判示しました。

本稿では、本判決の内容について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら



その他の注目のトピック

NSW 州建築・分譲許可証制度の変更（環境法）

ニューサウスウェールズ州環境計画及び評価法の改正により、2019年12月1日から、同州の開発案件に関する建築・分譲許可証制度が変更されました。具体的には、暫定的な建物使用許可証（interim occupation certificate）は廃止され、段階的な開発に関しては、新たな部分的建物使用許可証（partial occupation certificate）が発行されることとなります。また、分譲を行う場合には、新たな分譲許可証（subdivision works certificate）が必要になるほか、従前と比較して、より取得済みの開発同意（development consent）に沿った開発が必要となります。

本稿では、本制度の主要な変更点と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

VIC 州リテール向け賃貸借法の改正案の発表（不動産法）

近時、ビクトリア州リテール向け賃貸借法（Retail Leases Act）の改正案が発表されました。同法案が可決された場合、契約上規定があれば、建物に必要な不可欠な安全設備の修理及びメンテナンスにかかる費用をテナントに負担させることができるようになります。その他にも、貸主の敷金返還期限の変更、契約締結時に貸主が開示すべき事項と開示方法の変更、クーリングオフ制度や早期の賃料見直し制度の導入など、様々な変更が予定されています。

本稿では、本改正案の内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

ASX 上場規則の改正（会社法）

2019年12月1日より、オーストラリア証券取引所（ASX）の上場規則が大幅に改正されましたので、既に上場している会社やこれから上場を目指す会社は注意が必要です。改正内容は多岐に渡りますが、新たな開示規制や手続の簡素化・効率化、ASXの権限強化などに関連する規定が変更・追加されています。

本稿では、本規則の主要な改正内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説 〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたので、お知らせします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

IoT 機器利用者保護の実務指針（サイバーセキュリティ）

豪州内務省（Australian Government Department of Home Affairs）は、IoT（Internet of Things）機器の利用者を保護するための企業向け実務指針（Code of Practice）の案を発表しました。IoT 機器とは、インターネットに接続する機器（スマートフォンやテレビ・家電など）のことを言いますが、多種多様化する IoT 機器の利用者をサイバー攻撃から保護するため、英国政府の動きに倣って、豪州でも企業に対する実務指針を設けようとしています。実務指針案は、初期設定や簡単なパスワードを複製しないことなど、13の準則から成ります。

本稿では、本指針の内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

内部通報制度のガイドラインの発表（公益通報者保護法）

2019年11月13日、オーストラリア証券投資委員会（Australian Securities & Investments Commission、「ASIC」）は、内部通報制度に関する社内規程（Whistleblower Protection Policy）のガイドライン

（Regulatory Guidance）を発表しました。同ガイドラインには、ASICが内部通報制度に関する社内規程に含めることが必須であると考えられる事項が列挙されていますが、それらの事項は、法律上記載が求められる事項をはるかに超えており、本規程を制定する義務のある企業（公開会社と大規模非公開会社）は、自社の規程が同ガイドラインに即しているか、再度確認する必要があります。

本稿では、本ガイドラインの内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

VIC 州における職場上の死亡事故の刑罰化（労働法）

ビクトリア州議会は近時、一定の要件を満たす職場上の死亡事故（Industrial manslaughter）を刑罰化し、雇用主に対して最大約 1,650 万豪ドルの罰金と、個人に対して最大懲役 20 年、罰金 165 万豪ドルの刑罰を科す法案を可決しました。労働安全衛生法に定める義務に違反があり、過失により従業員の死亡事故を引き起こした役員は、個人として本法案による刑罰の対象となり得るため、会社取締役を含む役員は注意が必要です。同法案は 2020 年 7 月 1 日までに施行されます。

本稿では、本法案の内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

今後のセミナー等の予定

豪州の不動産投資と資金調達（2020年2月27日、東京）

加納弁護士が、来年2020年2月27日に、第4回IBAアジアを基盤とする国際金融法会議（4th IBA Asia-based International Financial Law Conference）の「不動産投資と資金調達」をテーマとするセッションにパネリストとして参加し、豪州で不動産投資を行う場合に生じる法的問題、一般的な投資ストラクチャー、資金調達の方法、クロスボーダー投資を行う際に生じる論点等について解説します。本会議の詳細は、こちらの[リンク](#)先のパンフレットをご参照ください。

最近行われたセミナーのご報告

豪州の観点から見たガバナンス（2019年8月13日、ブリスベン）

加納弁護士が、2019年8月13日に、「豪州の観点から見たガバナンス」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催2019年度第2回勉強会）を行い、現地取締役の責任や不祥事対応、JV契約やJV運営上の注意点に焦点を当てて、日本企業によるオーストラリアでの企業管理に関する主要な法令と実務上の注意点等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

豪州クィーンズランド州

鉱物エネルギー資源（資金拠出）法（2019年3月1日、東京）

加納弁護士が、2019年3月1日に、2018年11月豪州クィーンズランド州議会で成立した「鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法（Mineral and Energy Resources（Financial Provisioning） Act 2018）」をテーマに講演（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）主催）を行い、新法が州内の鉱山プロジェクトおよび資源業界全体に与える影響について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

豪州企業の買収と運営（2019年3月12日、シドニー）

加納弁護士が、2019年3月12日に、「豪州企業の買収と運営」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、買収後の対象会社との統合を難しくする要因や、買収後の統合の観点から買収前に抑えておきたいポイント、さらに買収後のグループ統合に焦点を絞った対象会社の運営のポイント等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたのでお知らせいたします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。



オーストラリアにおける ビジネス展開

「オーストラリアにおけるビジネス展開」と題する本稿は、オーストラリアにおいて事業機会を求める投資家や事業者のために作成されたものです。本稿では、対オーストラリア投資を成功に導く機会を最大限に活用するために、知っておいた方が良い法律や規制を網羅し、その概略を述べています。本稿は直近の法改正等を盛り込んだ最新版となっていますが、法律や商慣習は絶えず変化していますので、あくまで入門書としてのみご参照ください。具体的な投資判断の際には、事前に専門家のアドバイスを受けてください。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。

また、本稿のウェブページ版も2019年10月下旬にリリースされ、関心のある法分野をより素早く簡単に検索できるようになったことに加え、スマートフォンからのアクセスも容易になりました。このウェブページ版は、こちらの[リンク](#)先からご確認いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
メール：msuzuki@claytonutz.com



シニアアソシエイト Jessica Lee
メール：jeslee@claytonutz.com



ロイヤー 藤崎信吾
(日本に出向中)



ロークラーク 高木大輔
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール：dtakagi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com